最終更新日：2015年7月10日

日精樹脂工業株式会社
代表取締役社長　依田穂積
問合せ先：(0268)82-3000
証券コード：6293
http://www.nisseijushi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守に基づく企業倫理を重視しつつ経営の透明性および公明性を確保し、また迅速かつ適切な意思決定を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の重要な課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社アオキエージェンシー	1,889,400	9.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,416,400	7.10
日精樹脂工業取引先持株会	1,346,600	6.75
株式会社八十二銀行	992,000	4.97
日精エー・エス・ビー機械株式会社	593,100	2.97
垂澤孝典	440,200	2.21
日精樹脂工業株式会社従業員持株会	432,775	2.17
株式会社みずほ銀行	398,000	1.99
依田穂積	376,360	1.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	375,700	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
増島良介	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増島良介	○	独立役員であります。	社外取締役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。 増島良介氏につきましては、他の会社の代表取締役を務めており、会社経営に関する高い見識とガバナンスに関する豊富な経験と高い見識を有することから、当社の社外取締役および独立役員として適切であると判断したものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時打合せを行うなど、適切な連携状況を維持しております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況
相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時打合せを行うなど、内部統制の整備状況につき常時監視できる体制を維持しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水沢光豊	他の会社の出身者													
成澤一之	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水沢光豊	○	独立役員であります。	社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。 水沢光豊氏につきましては、過去に他の会社の代表取締役を務め、会社経営に関する高い見識とガバナンスに関する豊富な経験と高い見識を有することから、当社の社外監査役として適切であると判断したものであります。 また、当社と水沢光豊氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。 なお、水沢光豊氏は株主の付託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
成澤一之	○	独立役員であります。	社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。 成澤一之氏につきましては、過去に他の会社の代表取締役を務め、会社経営に関する高い見識とガバナンスに関する豊富な経験と高い見識を有することから、当社の社外監査役として適切であると判断したものであります。 なお、当社と成澤一之氏においては、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係は無いものと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社、社内取締役6名に対し、年額50百万円以内の範囲内でストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第59期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）に係る取締役の報酬等の総額
取締役　9名　188,565千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会で定められた年額250百万円以内の年額報酬と年額50百万円以内のストックオプション報酬の2つからなっております。
報酬につきましては、役付取締役で構成する報酬委員会を設置し、当委員会の内規により株主総会の決議に基づく総額の範囲内で取締役に関する一定の報酬基準を定めております。
各取締役の具体的な報酬額につきましては、毎年、報酬委員会の提示する報酬案を受け、取締役会の決議により最終的な決定をしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、常勤監査役を含めた社外監査役を補助すべき専任の補佐部署として、監査役室を置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．現状の体制の概要
（1）取締役会および経営会議
当社の取締役会は、取締役7名で構成され、重要事項を決定するとともに取締役の職務執行状況を監督しております。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時に開催しております。なお、7名中、社外取締役は1名であります。
また、取締役会に付議すべき重要な案件に関する建議・答申を行う機関として、経営会議を原則として毎月2回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。当経営会議の構成メンバーは、取締役および監査役であり、職務執行についての個別具体的な対応等に関する事前審議・チェック機関として有効に機能しております。
なお、平成27年3月期は取締役会20回、経営会議27回を開催いたしました。

（2）監査役会および内部監査
当社は監査役制度を採用しております。
監査役会は監査役全3名（うち社外監査役2名）で構成され、このうち常勤監査役は1名であります。なお、社外監査役2名は独立役員をそれぞれ兼ねております。
監査役は、取締役会および経営会議への出席等を通じ取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっているほか、会計監査人と密に連絡を取りながら監査の実効性を高めております。また、内部監査につきましては、内部監査室を置き当社グループ全体の業務執行の適正および効率性につき監査を行い、ガバナンス体制の整備を図っております。
なお、有価証券報告書においては、平成27年3月期において監査役に支払った報酬額27百万円（うち社外監査役8百万円）を開示することとしているほか、会社法上の事業報告においては、会社法施行規則に基づき監査役の報酬等の総額およびその内訳として社外監査役分の総額を開示しております。

（3）会計監査人
　会計監査人については、新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約に基づき、公正かつ中立な立場から外部監査が有効に実施される環境を整備しております。
　なお、平成27年3月期における会計監査の体制は次のとおりであります。

（業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人）
公認会計士の氏名等 所属する監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 原　勝彦　　新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 吉澤　祥次　新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 大屋誠三郎 新日本有限責任監査法人

（監査業務に係る補助者の構成）
公認会計士 5名
その他 9名
（監査報酬）
監査証明業務に基づく報酬 30百万円

（4）その他
1．職務執行の法令および定款への適合性を確保するため、複数の顧問弁護士から随時必要な助言を受けております。

2．監査役の機能強化に関する取組状況について
　社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。当社において監査役3名のうち2名が社外監査役であり、2名が共に独立役員を兼務している状況であることから、当社の業務執行全般に関して高い独立性を保持しているものと考えております。
　また、監査役と会計監査人ならびに内部監査部門は相互の監査方針・監査計画・監査内容につき必要に応じて随時連携を取りつつ、一体となった監査体制を敷いております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、監査役設置会社の体制を採用しております。 社外役員につきましては、社外取締役および社外監査役を選任しております。
　当社の社外取締役は1名であります。また社外監査役は2名であります。
　社外取締役および社外監査役の役割は、独立の立場から取締役の職務の執行を監視し、適切なコーポレート・ガバナンスの確保を図ることにあると考えております。
　社外取締役1名は、他社の代表取締役を務めており、企業統治に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の社外取締役として適切であると判断しております。
　社外監査役2名は、過去に他の会社の代表取締役を務めており、いずれも企業統治に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、両名とも当社の社外監査役として適切であると判断しております。
　なお、当社の社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」を基準にしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の21日前に発送しております。
その他	株主総会運営においてビジュアル化を進め、株主の皆様にわかりやすい株主総会に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした説明会を年1回実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会としては、本決算開示後、ならびに中間決算開示後のタイミングで年2回実施しております。その他、必要に応じて工場見学会等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社公式ホームページ上に「株主・投資家情報」の項目を設け、社長メッセージのほか、適時開示情報、株式情報、IRカレンダー等のコンテンツを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIR担当部署となり、専務取締役がIR活動全般を統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日精樹脂工業行動憲章」において株主・投資家、社員、社会、地球環境等との関係における役職員の行動指針および行動基準を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境理念および環境方針に基づき、太陽光発電設備の利用、ごみゼロ運動の推進等を通じて環境保全のための全社的な取組を継続しております。
その他	当社は、女性の活躍推進に向けて、仕事・育児・介護等との両立を目的として職場環境の整備や休暇、休業制度が取得しやすい環境つくりに積極的に取り組むと共に男女を問わず子育てを支援する体制を整えております。 1. 育児との両立 法律で定められた満3歳を上回る小学校就学までの期間において育児短時間勤務を取得できる制度を設定しております。 2. 介護との両立 法律で定められた93日間を上回る365日間を介護休業および介護短時間勤務として取得できる制度を設定しております。 3. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定、その目標を達成したことから「子育てサポート企業」として認定されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は取締役会において業務の適正を確保するための体制として次のとおり決議しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及びグループ会社は「プラスチックをとおして、人間社会を豊かにする」の経営理念に則った「日精樹脂工業行動憲章」に基づき法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
（2）取締役会は「コンプライアンス規程」を定め、法令、社内規則及び企業倫理の遵守を徹底し、当社及びグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。
（3）取締役会は、法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止と社内通報制度を整備し、迅速かつ適正な対応を図る。
（4）取締役会は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、警察等の関係行政機関と連携を取りながら反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備し、当社およびグループ会社に勤務する全ての者がこれを遵守する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令等の定めに基づき文書等を保存管理するほか、文書規程及び情報管理規程に基づき、適切な保存管理を行う。
（2）諸規程の適正な運用を図るとともにその保存媒体に応じ適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理を行い、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）取締役会は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、リスク管理規程に基づき、会社のリスクの把握及び管理を行う。
（2）各部門を管掌する取締役は担当業務に内在するリスクを把握、分析評価を行い適切な対策を実施する。
（3）不測の事態および災害、システム障害等への対応として、社内規程等に基づき体制を整備しつつ、事業継続計画（BCP）及び各マニュアル等の着実な運用を図るとともに想定される様々な災害等のリスクによる損害を最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会は取締役会規程に基づき原則月１回開催し、必要に応じて随時開催する。当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、経営会議において事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において決議を行う。
（2）取締役会の決議に基づく職務執行については、職務権限規程等に基づき業務所管部署の責任と権限を定め、適正な体制を確立する。必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な職務執行体制を維持する。

5. 当社ならびに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）連結子会社を中心とするグループ会社全てにおける企業集団として業務の適正を確保するために、関係会社管理規程および海外グループ会社管理規程を定め、経営管理体制を統制する。
（2）多様化する業務の適正を確保するため、連結子会社等の取締役及び使用人は、規程等に基づいたグループ会社の経営上の重要な事項に関しては当社への協議及び報告を通じて連結子会社等の経営管理を行う。
（3）当社および連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

6. 監査役の監査環境に関する体制
（1）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換する。
（2）当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
（3）取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が監査役に対して報告すべき事項及び方法については法令及び規程に準ずるものとし、その他は取締役会と監査役会との協議により決定する。前記に係らず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
（4）監査役に報告した取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
社内通報制度につき監査役に報告する体制及び規程を整備する。
（5）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため取締役会等重要会議に出席すると共に代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要事項について意見交換を行う。また、監査役は会計監査人に報告を求めると共に情報の交換を行うなどの連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対し、「日精樹脂工業行動憲章」に次の事項を定め、取組を実施しております。

（1）市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
（2）反社会的勢力に対する利益供与は一切行わない。
（3）反社会的勢力に対する情報をグループ内で共有し、報告、対応に関する体制を整備する。
（4）業界・地域社会で協力し、警察等の関係行政機関と緊密な連携を取って反社会的勢力の排除に努める。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

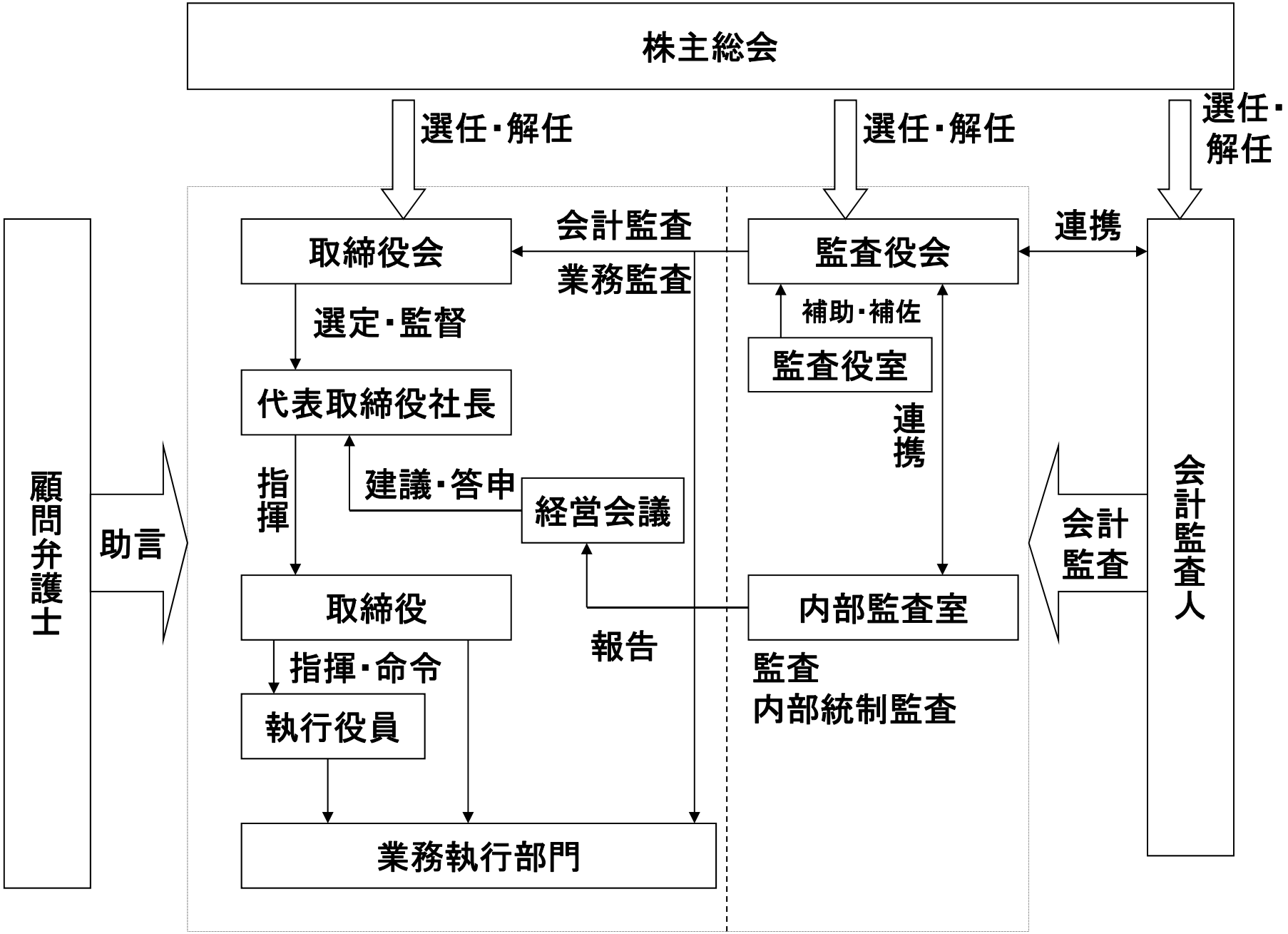
適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本方針
　当社は、企業内容の積極的かつ公正な開示を東証の「会社情報適時開示ハンドブック」に則り、当社および子会社の業績、運営、業務等に関する開示を行っております。株主・投資家の有価証券の投資判断に影響を与える可能性がある重要な会社情報について、公正かつ適時・適切な開示を行う事により、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを基本方針としております。

2. 社内体制
　当社は、適時開示に係る開示責任者を専務取締役と定めております。また、開示担当部門を経営企画部とし、情報取扱責任者を経営企画部長と定めております。
　適時開示の対象となり得る情報が開示すべき情報に該当するかの判断は、原則として開示責任者（専務取締役）と情報取扱責任者（経営企画部長）の2名による協議により行っております。

3. 開示の実施
　経営企画部長は、開示すべき情報の対象となり得る情報（決定事実、発生事実、決算情報等）の収集・集約に努め、取締役会決議事項（決定事実、決算情報）については、取締役会決議に基づき、またそれ以外（発生事実等）については、代表取締役の承認に従い、開示担当部門（経営企画部）が開示を行います。
　開示すべき情報は、その種類、開示のタイミング、関連法令の法定要件等を勘案し、証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDNET）、金融庁の電子開示システム（EDINET）、複数報道機関へのニュース・リリース、当社ホームページへの掲載をもって開示することとしております。

4. 内部情報の管理
　当社は、インサイダー取引規制規程を定めており、重要事実等の内部情報に係わる管理を徹底し、社内研修等を通じて、内部者取引を未然に防止するとともに、証券市場における会社の信頼確保に努めております。


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
会計監査
業務監査
監査役会
連携
選定・監督
補助・補佐
監査役室
代表取締役社長
連携
顧問弁護士
助言
指揮
建議・答申
経営会議
会計監査
会計監査人
取締役
報告
内部監査室
指揮・命令
監査
内部統制監査
執行役員
業務執行部門